# 維新政府による宿駅制度の利用と強化政策

## 一 草津宿を事例に 一

シウタイ ワタンユー†

#### はじめに

宿駅とは主に公用旅行者の休泊施設や輸送のために、設けられた集落である。江戸時代の宿駅は運輸・通信のための人馬や休泊施設を提供した。そのために、1641年に入ると、江戸幕府は東海道の各宿場に伝馬100頭と人足100人を置き、中山道では伝馬50頭と人足50人を置いた。超過の場合は助郷の村に人馬を負担させた。その業務を扱うために、宿役人が置かれて、問屋場を事務所とした。そして道中奉行に管理させた。

明治初期に草津宿は、江戸時代から継承された宿駅制度を維持して、新政府の戦争遂行を支えるため、江戸時代と同じように交通と輸送に対する人馬の提供や休憩所・宿泊所などの提供に関する役割を果たしていた<sup>1)</sup>。

本研究では明治初期における新政府による 宿駅の利用について、おもに軍事輸送に関して 草津宿を事例に考察する。それを通して、明治 初期における宿駅制度の歴史的な役割を明らか にする。おもに交通と輸送に対する人馬の提供 や休憩所・宿泊所などの提供に関する役割を分 析する。

明治初期の宿駅に関する先行研究として、まず児玉幸多『近世宿駅制度の研究―中山道追分宿を中心として』と山本弘文『増補版 維新期の街道と輸送』がある<sup>2)</sup>。児玉の研究は近世の宿駅制度に関して広く論じており、明治に入って宿駅が廃止されるまでの経緯も論じている。山本弘文の研究は明治元年から明治5年にかけ

ての宿駅の駅法と制度、戊辰戦争時の軍事輸送 その他の公用輸送について考察している。そこ では宿駅の制度改革や助郷強化策が行われたこ とや宿駅制度の廃止後の変化などについても論 じている。

しかし、これらの研究は明治初期の新政府による宿駅利用の具体例や宿駅の役割について、法令や宿駅の史料を用いて十分に実証しているとは言えない。そこで本研究では、明治初期の宿駅制度と部隊による宿駅の利用について、草津宿の事例をもとに具体的に明らかにし、その歴史的意味を論ずる。そのさい明治元年の宿駅関連の法令や布告だけでなく、草津宿関連の文書などを用いて、宿駅に関する個々の利用や政策について考察し、その歴史的意味を明らかにすることをめざす。

## 1 部隊の宿駅利用

近世宿駅の重要な職務は公用の貨客の輸送であった。輸送は宿から宿へ継ぎ送った。それを馬や人が行うから、人馬を準備して送ることを人馬の継ぎ立てと言った。この人馬の継ぎ立てが、宿に課せられた第一の負担であった<sup>3</sup>。

維新政府の発足後、宿駅に課せられた重要な役割は、戊辰戦争の軍事輸送のための人馬継ぎ立てであった40。慶応4年1月7日、新政府は徳川慶喜追討令を出した。このとき宿駅による兵食の取り計らい、宿々の警衛、人馬の継立についてのシステムを決定した50。ここでは草津宿を事例にして、新政府軍の移動に関わる宿駅のシステムと草津宿が果たした役割だけではなく、部隊の宿駅の利用について考察する。

## 1.1 宿駅の割り振り

新政府は慶応4年1月16日、桑名への進撃を布告した。嚮導として亀山藩兵150人、先鋒に大村(57人)・備前(295人)・佐土原(66人)・彦根(440人)・水口(150人)膳所(199人)の各藩兵、本陣として肥後藩兵(283人)、後陣に因州藩兵(400人)の合計2040人(ただし『復古記』は合計2050人とする)であった。そして、このうち大村・備前・佐土原・彦根の各藩兵(計858人)は18日に大津宿を出陣して、土山宿に泊まるという日程であった。一方、肥後・因州の藩兵(計683人)は、18日大津宿を出陣して、土山宿に泊まるという日程であった。翌19日に草津宿を出陣して、水口宿に泊まるという日程であった。。

新政府の部隊が休憩・宿泊のために、宿駅を利用するにあたって、集中による不効率を避けるために、利用する宿駅を割り振った<sup>77</sup>。例えば京都を出発した部隊の一部は、大津を出たあと草津を通過して石部に宿泊し、翌日石部を出発して水口を通過し土山に宿泊する。他の部隊は、大津を出たあと草津に宿泊し、翌日は草津を出発して石部を通過し水口に宿泊する。このような割り振りは中山道を通る部隊についても同様に行われている<sup>80</sup>。

## 1.2 出陣規則

慶応4年1月19日に出陣規則が定められた。朝7時(午前4時頃)に号砲3発がなり、「諸隊」は軍装を用意する。6時(午前6時頃)、先鋒4番祝砲を打ち、順次出発する。5半時(午前7時頃)、号砲が2発鳴り、本陣が出発する。それから、未半刻(午後3時)草津宿に到着して、部隊は同本陣に宿泊させて、因州藩の部隊に本陣の辺りを巡邏させて、肥後藩の部隊に警衛させることになる<sup>9</sup>。

### 2 宿駅利用のルール

#### 2.1 休息・宿泊と兵食の提供

宿駅は、新政府軍の休息・宿泊および兵食の 提供をおこなった。慶応4年(1868)2月7日 の「総軍米糧輜重方心得」によると、「諸隊之 兵食ハ、其駅ニテ取設置候テ、滞陣ニ相成候へハ、総兵糧方ニテ兵食之世話取計可致」とされた。その際、部隊には会計事務局から役人が同行することになっていたのは、軍事輸送にかかる経費などの支払い業務に関係していたと思われる。兵食は、宿泊のときは白米四合を金一朱で提供し、休憩のときは白米二合を銭百文で提供すると定められた<sup>10)</sup>。

各宿駅には「番兵」が置かれ、宿駅を利用する部隊を取り締まった。そして、兵隊に「猥二権威ヲ張リ、粗暴ノ振舞」などがあれば、捉えて刑法局へ申出るよう、また手に余るようであれば、「討果候テモ不苦」とされた<sup>11)</sup>。草津宿の番兵の場合は膳所藩が担当した。なお、慶応4年2月に宿駅取締を担当する諸藩に対して出された御沙汰では、新政府の部隊が京都を出陣してから戦地に「礎陣」するまで、休泊する宿駅が定められていたことがわかる。

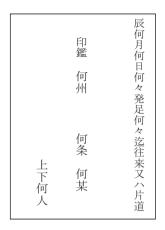
### 2.2 「印鑑」

宿駅を利用する各部隊は、行き先や人数を記した証明書を持参した。慶応4年2月19日の軍防局の達は、「御親征」により「宿駅人馬等」の膨大な費用がかかるため「万民」は「難渋」に立ち至るであろうことを理解し、宿駅において「不作法之所業」がないようにせよと命じている。そして、今後は取締のため移動のさいは印鑑(押印をした証明書)をもつようにと定めた(史料1)。この印鑑には、氏名のほか、出発の日付、行き先、供の人数(部隊ならば兵および人夫の数)が記してある(図1)。印章は「軍防局章」「大総督府章」「諸道総督章」が想定されていた。京都より出発の部隊には2月25日から適応されることになった120。

## (史料 1)

軍防局達 元年二月十九月

今般御親征御用ニ付宿駅人馬等莫大之費用ニモ可有之終ニハ万民之難渋ニ立至リ可申哉ニ付出張之面々末々迄篤ト相辨聊不作法之所業有之間敷段ハ勿論ノ事ニ候、就テハ向後取締トシテ左之通印鑑ヲ以令通路候様被仰付候ニ付此段相達候事、



注:部隊の場合は上記の印鑑に「兵隊以上 何人、夫方之者 何人」と記載された。

(図1)

各部隊は宿駅を取り締まっていた番兵にその証明書を示した。治安上の理由もあったが、部隊が許可なく宿場に対し、人馬や兵食の提供を強要することを防ぐためでもあった。2月の段階で新政府の部隊が宿場の人馬を利用する時には次の手順にしたがった。

- (1) 部隊は宿駅から人馬と兵食の提供を受ける ために、「軍防局章」「大総督府章」「諸道総督 章」などの印章を押した証明書(印鑑)を持参 する。
- (2) 部隊は宿場を警衛する番兵(草津宿の場合は膳所藩の番兵)に証明書(印鑑)を提出する。

## 2.3 「印鑑」の統一と配付

部隊が証明書に使用する印章は、統一の方向に向かった。史料2により、印鑑(印章を押した証明書)に押す印章は、慶応4年5月の時点で上記の軍防局章、大総督府章、諸道総督章以外にも海軍先鋒章などが存在したことが分かる。しかし、これらの達によって大総督府章に一元化された<sup>13)</sup>。

#### (史料2)

大総督府下参謀達 元年五月(日欠)

今般諸道督府并海軍先鋒等之印鑑被廃、向後 大総督府印鑑一通ニテ陸路并船路川筋共通行差 免候段御沙汰候事、 印鑑(証明書)は、大総督府のものに一元化されるとともに、宿駅の問屋に配付することが明確にされた。慶応 4 年 5 月 17 日の達(史料3)は、従来の印鑑を廃止して、新しい印鑑を発行することを知らせるものである。そして、宿駅が部隊をチェックできるように、各宿駅の問屋に印鑑(照合用の印影)を 1 枚ずつ渡していた 14 。

## (史料3)

布告

一、是迄之印鑑相損難用候二付、以来別紙之通 印鑑二相改候条相心得可申事

> 但印鑑壱枚ツ、宿之問屋相渡候条請取置 右を以引合可申事

一、宿々兵食人馬御用掛り方々江早々可相達 候、尤会計局へも其段相届有之候、自今者 右之

印鑑相用候条是又同様可申通候此段夫々相 心得可申もの也

> 辰五月十七日 四條殿 参謀 品川宿より大津宿迄 宿々問屋中

この2つの達(史料2.3)によって印鑑(証明書)の機能の中心が、取締から人馬と兵食の受け取りのさいの証明書に移ったことが分かる。印章も大総督府の印章に統一されるが、出発の日付や行き先などの証明書に記される内容は史料3のとおりである。また、史料3から、会計局が宿駅に人馬と兵食の費用を支払っていたことがわかる。慶応4年5月の段階で、新政府の部隊が宿駅の人馬を利用する手順は次のとおりである。

- (1) 大総督府は、各宿駅と会計局にあらかじめ印鑑(大総督府の印章を押してある)を提出する。
- (2) 部隊は宿駅の人馬と兵食を受けるために、 人数や行き先などを記した証明書(大総督府の 印章が押してある)を持参し、宿駅に提示する。
- (3) 宿駅は、部隊が提示する証明書と大総督府から渡された印鑑(照合用の印影)とを照合して、兵食と人馬を提供する。

なお、5月には部隊に兵食や人馬を提供する ための御用掛りが整備された。軍事輸送は重要 性があるので、担当者を決めたと思われる。

## 2.4 利用規程の厳格化

駅逓役所は宿駅利用の規程が厳格に守られるよう注意した。宿駅から人馬の提供を受けるには駅逓役所の許可を得たことを示す印鑑が必要であり、規程を越える人馬を利用する際にも、あらかじめ駅逓役所の許可を得ておく必要があった。ところが実際には威力を用いて、宿駅から無許可で人馬を受け取ろうとする部隊があったらしい。駅逓司は、諸藩が新政府の命令により出兵する場合に規程以上の人馬が必要なときは公用であるから駅逓役所の許可を得るべきであると、改めて達を出している。そのようにしないで規程以上の人馬を宿駅に求めると、宿々は大いに疑惑を生じ継ぎ立ての都合がつかなくなることもあると強調している 150。

駅逓役所が把握していないところで多くの人 馬が利用されるならば、部隊の人馬利用に関す る駅逓役所の計画が立てられず、宿駅の制度は 安定性を失ったであろう。部隊が規程を外れた 行動をすれば、宿駅にとっても迷惑であったし、 不満が起こる。その問題が続けば、宿駅は人馬、 兵食、休憩所・宿泊所などを部隊に提供するこ とに消極的になるおそれがあったのである。

## 2.5 旧弊の廃止

### (史料 4)

追而此触書早々相廻承知候旨別紙諸證文 相添留り宿より当御役所へ可相返事、

一、御用出兵之向休泊之節米銭共夫々御定を似御払被下置候付而者代料相当之膳部差出候得者宿方ニおゐて別段足し賄相立候儀者無之筈候処、従来之旧幣泥ミ不申付料理等差出都而宿方難渋之趣申触候者も有之哉ニ相聞不埒之事ニ候、方今軍用御多端之御中ニ者被為在候得共下民之難渋ハ深ク御厭ひ被遊候御趣意之程難有拝載仕代料相当之膳部差出候而足賄等費之不立様可致勿論通行之向へも対し不敬之儀ハ堅ク致間鋪事、

辰七月 駅逓御役所 御印

ここでは宿の旧弊が問題にされている。すな わち部隊が休泊するときに注文していない料理 を提供して、その食費を請求するという「足し 賄」の習慣である。これに対し駅逓役所は、軍 の御用で忙しい中で、政府(朝廷)が下民の難 渋を深く憂慮している趣旨をありがたく受け て、部隊が支払う代金に相当する食事のみを提供し、「足し賄」などをしてはいけないと注意を 与えている。また、この件について承知した旨 を証文にし、駅逓役所へ提出するよう念を押している 16。

宿駅の「足し賄」は会計局にとっては不当な 支払いである。それは宿駅制度の維持や戦争の 遂行に悪影響を与える問題となる。駅逓役所は 旧弊を禁止して、規程を厳格化したのである。

## 3 部隊による宿駅利用の具体例

## 3.1 慶応 4 年 5 月の伊東靭負の部隊の事例 (史料 5)

御触書

一、人足 三十六人

馬 七疋

右者今般伊東左京太夫銃隊伊東靭負一例総 人数上下百五人甲府城為御警衛出兵、明廿日当 地発足中山道木曽路通行ニ而甲府迄罷下り候、 宿々人馬継立書面之通届有之御聞済相成候間、 定之賃銭受取差支無之様可継立候、尤休泊之義 是迄会計局より極之通相払通行ニ候間、宿々ニ おゐて受取之休泊不都合無之様取計可申もの 也、

本文百五人之内守永勝右衛門上下四人為宿割前日発足、

辰五月十九日 駅逓御役所

この(史料5)は新政府軍の部隊が、宿駅を利用するさいのシステムを示している。伊東左京太夫は甲府城警衛のため銃隊105人を率いて、慶応4年5月20日に京都を出発し、中山道木曽路を通り甲府に向かうことになった。そのため駅逓役所に対して、宿駅の人足36人と馬7頭を利用したいと届出ている。駅逓役所はそれを確認し、宿駅に対して、「定之賃銭」を受け取って継ぎ立てするように指示している。休泊についても、決められたとおり会計局が支払うとしている<sup>17)</sup>。なお部隊のうち守永勝右衛門ら数人が、宿割を行うために1日早く出発していることが分かる。

表 ]: 草津宿による人馬提供(慶応4年5月)

日 付	5月19日	5月29日	合 計
内 容	-	武具	-
人の数	36 人	80 人	116人
馬の数	7頭	4頭	11 頭

注:『草津宿庄屋の記録』、「東海道草津宿関係史料」により作成。

## 3.2 慶応4年7月の事例 (史料6)

覚

一、人足 百五拾人

一、馬 弐拾疋

但賃払

右明十五日十六日之内会津為征討山内土佐 守人数出兵二付、書面之人馬無遅滞差立可申者 也、

但出立日限之義者、同藩より取極次第先 触を以相達候筈也、

この史料 6 は、7 月 14 日大津宿から中山道・北陸道を経て越後長岡宿に至るまでの問屋年寄あてに発せられたものである。土佐守は会津征討するために慶応 4 年 7 月 15 日か 16 日に出兵するので、大津から越後までの宿駅は人足 150人と馬 20 頭を提供せよという内容である 18)。

7月17日に発せられた文書には、18日から20日まで薩摩藩の部隊が弾薬を輸送するので、大津から中山道を経て越後までの各宿駅に対して、18日に人足300人と馬20頭、19日に人足321人、20日に人足320人を提供するよう命じている19(表2)。

慶応4年7月16日新政府軍は新潟を攻撃する<sup>20)</sup>。 そのための武器や諸入用品などの輸送が行われた。土佐藩や薩摩藩の部隊は、新潟、奥州、越後方面に弾薬輸送のため、宿駅の人足を利用した。弾薬の輸送は危険を伴うが、宿駅の人足はそれにも対応している。宿駅の人馬継ぎ立ては戦地までの軍事輸送を支えていたのである。

なお、土佐藩と薩摩藩が利用した草津宿の人 足は1,000人を越える。戦争中、部隊は多くの 人馬を利用する必要があったが、宿駅はそれら に対応できるように多くの人馬を整えたのであ る。人足は弾薬の輸送についても知識や能力を 持っていた。

表2:草津宿による人馬提供(慶応4年7月)

日	付	7月15日	7月18日	7月19日	7月20日	合計
		か 16 日				
内	容	土佐の部	薩州の部	薩州の部	薩州の部	-
		隊の荷物	隊の弾薬	隊の弾薬	隊の弾薬	
			や荷物	や荷物	や荷物	
人	.の数	150 人	300 人	321 人	320 人	1091
						人
馬	の数	20頭	20 頭	-	-	40 頭

注: 『草津宿庄屋の記録』、「東海道草津宿関係史料」 により 作成。

## 3.3 慶応 4 年 8 月の事例

慶応4年8月新政府軍は白河と越後を支配し、会津を攻撃する拠点にした<sup>21)</sup>。そのため紀州藩は白河口総督府まで弾薬を輸送する命令を受け、大津から東海道を経て奥州白川まで弾薬を輸送した。このため、大津から白川までの宿駅は人足53人を提供することになった<sup>22)</sup>。この時、弾薬の輸送には馬を用いず人足を利用している。弾薬の輸送には人足が適していたからだと思われる(表3)。

また軍務官は御用銀3000 貫目を京都から中山道を通って福井まで3日に分けて1000貫目ずつ送るので、各宿駅では3日間とも馬25頭を用意するよう命じられた。なお、京都出発は24日から26日までとなっていた<sup>230</sup>。この「覚」は、御用銀が京都を出発する前日の23日に発せられているが、草津宿に届いたのは24日の正午頃である。草津宿では写しをとって守山宿に送るのであるが、このとき御用銀はすでに京都を出発していただろう。軍務官の担当者は京都から福井に至るまでの各宿で馬の用意がなされるという確信がなければ、御用金をもって京都を出発出来なかっただろう。この史料は戊辰戦争中でも、街道の輸送態勢が安定していたことを示している。

慶応4年8月24日に軍務官は、大津から中山道を通って越後までの宿駅に対し「フランケット」35個の毛布を運ぶための馬17頭と「御箱」を運ぶための人足2人の継ぎ立て各宿場に命じた<sup>24)</sup>。慶応4年8月頃、新政府軍は会津城を攻撃しようとしていたが<sup>25)</sup>、やがて夏が終わることを考えて、ブランケットを準備したのであろう。5月から8月まで会津戦争のため、毛布などの物資や用銀の輸送に馬が多く使われた。錦の御旗を運ぶためにも、宿駅の人足を利用している。

表3:草津宿による人馬提供(慶応4年8月)

日 付	8月15日	8月24日	8月25日	8月26日	合計
内 容	弾薬	用銀、毛	用銀	用銀	-
		布、旗			
人の数	53 人	2 人	-	-	55 人
馬の数	-	42 頭	25 頭	25 頭	92頭

注: 『草津宿庄屋の記録』、「東海道草津宿関係史料」により 作成。

## 3.4 慶応4年(明治元年)9月の事例

9月9日に駅逓役所から各宿駅に対して、人馬継ぎ立ての追加命令があった。この日に京都を出発して、東海道を通行する筑後藩の部隊は、人足180人と馬17頭を予定していたが、さらに人足70人と馬5頭を追加するように伝えてきた。この連絡が草津宿に届いたのは9日の午後3時から4時ごろであった<sup>26)</sup>。宿駅はいつでもこのような変更にも対応できる態勢が整えられていたと考えられる。

9月10日に駅逓役所が宿駅に送った文書は、「安芸少将」配下の「伊藤寛司」と附属1人が「至急」の用件のため、10日に京都を出発し、昼夜早追で中山道を通って越後路出兵先まで行くので、駕籠2挺、人足8人を遅れずに継ぎ立てるよう命じている。この命令は大津宿より越後路出兵先までの宿駅の伝馬所役人宛てに出されたが、草津宿には11日の「暁」(明け方)に大津宿から回ってきたので、写しをとって、守山宿へ送っている<sup>27)</sup>。このような至急の要請にも宿駅は対応していたことがわかる(表4)。

表 4:草津宿による人馬提供(慶応4年9月)

日 付	9月7日	9月9日	9月10日	9月11日	9月22日	合計
内 容	-	-	-	-	-	-
人の数	50 人	180 人+70 人	26 人	8人	120 人	454 人
馬の数	10 頭	17頭+5頭	-	-	6頭	38 頭

注:『草津宿庄屋の記録』、「東海道草津宿関係史料」により 作成。

## 3.5 明治元年 10月の事例

明治元年10月6日福山藩の朽木近江守(朽木 為綱)の部隊が越後に出兵した。大津から中山 道を通って越後までの各宿駅に人足7人を提供 するよう命じられた<sup>28)</sup>。しかし明治元年10月 は、宿駅に対する軍事輸送の命令は1つしかな い。これは戊辰戦争が箱館戦争の段階となり、 新たに京都から陸路で向かう部隊がなくなった からであろう。

しかし10月頃からは凱旋兵のために宿駅は「混雑」するようになる。史料7は、そうした凱旋兵が「無作法之振舞」をしても、彼らは「万民之為」に命を惜しまず「苦戦」したのだから、宿駅はなるたけ「勘弁」し「不敬之取扱」いがないようにと命じている<sup>29)</sup>。

#### (史料7)

追而此触書早々相廻候留り宿より差戻可 申候事、

此度出兵之向追々引取二付、道中筋人馬混雑 之儀可有之候、付而者兵卒之内万一無作法之振 舞有之候共、万民之為身命をも不惜出陣苦戦之 者共二候得者、於宿方も成丈ケ致勘弁不敬之取 扱不致様精々可申付候、難渋之儀者上ニモ御汲 取有之、人馬役人宿役人共此儀を篤与相弁、継 立方無遅滞様可取計者也、

十月

駅逓御役所

## 3.6 明治元年 11月の事例

11月の部隊による草津宿利用は、2件のみである。嶋津少将家来の金子輸送のために、大津から中山道を通って越後までの各宿駅に人足8人を命ずるもの(草津宿は11月24日)<sup>30)</sup>と、奥州に向かう黒田甲斐守の部隊に対する人足40人を命ずるもの<sup>31)</sup>である(表5)。この頃に箱館に向かう部隊は、青森港に集結していた<sup>32)</sup>。

表 5: 草津宿による人馬提供(明治元年 10 - 11 月)

	日	付	10月5日	11月24日	11月31日	合計
	内	容	-	-	金子	-
	人の	)数	17 人	8人	40 人	65 人
٠	馬の	つ数	-	-	-	-

注:『草津宿庄屋の記録』、「東海道草津宿関係史料」により 作成。

## 3.7 明治元年 12月の事例

明治元年 12 月には奥州で捕縛した旧幕府軍の 兵士を連行するために宿駅が利用されている<sup>33)</sup>。 宿駅の休憩所・宿泊所は捕虜の移送にも対応出 来るものであった。

#### おわりに

戊辰戦争を遂行するために、新政府は軍事輸

送に宿駅を利用することができた。そのことの 歴史的な意味を次の2つにまとめることができ る。第1に、新政府の部隊は移動と輸送のため に宿駅から休憩・宿泊所と人馬の提供を受ける ことによって、兵士や軍馬の疲労を最小限に抑 えることが出来た。それゆえ戊辰戦争を有利に 戦うことが出来たのである。第2に新政府は宿 駅を利用して、戦地に武器・弾薬のほか、被服、 軍資金などを確実に送ることが出来た。そのた めに新政府は宿駅の安定をめざして、近世以来 の宿駅制度を整備・強化したのである。

#### 注

- 1) 草津市史編さん委員会編 (1986)『草津市史』3、 草津市役所、123ページ
- 児玉幸多(1965)『近世宿駅制度の研究(増訂版)』吉川弘文館(1957初版)、山本弘文(1983) 『増補版 維新期の街道と輸送』法政大学出版局 (1972初版)
- 3) 児玉前掲書、209ページ
- 4) 山本前掲書、234ページ
- 5) 山本前掲書、235ページ
- 6) 太政官編(1929)『復古記』9、内外書籍(1975 東京大学出版会による再版)、134-135ページ
- 7) 『草津市史』 3、124ページ
- 8) 『草津市史』 3、124ページ
- 9) 『復古記』9、137-138ページ
- 10) 『復古記』 9、172-174 ページ
- 11) 『復古記』9、174-175ページ
- 12) 内閣記録局編編(1891) 『法規分類大全』59 運輸 門1(1980原書房による復刻)、312ページ
- 13) 『法規分類大全』 59 運輸門 1、313 ページ
- 14) 草津市立街道文化情報センター編 (1995) 『草津 宿庄屋の記録』(草津市史史料集 4) 草津市、75 ページ
- 15) 『法規分類大全』 59 運輸門 1、313 ページ
- 16) 『草津宿庄屋の記録』、79ページ
- 17) 『草津宿庄屋の記録』、61ページ
- 18) 『草津宿庄屋の記録』、78ページ
- 19) 『草津宿庄屋の記録』、78-79ページ
- 20) 石井孝 (2008)『戊辰戦争論』吉川弘文館、220 ページ
- 21) 石井前掲書、234、236ページ
- 22) 『草津宿庄屋の記録』、85ページ
- 23) 『草津宿庄屋の記録』、92ページ
- 24) 『草津宿庄屋の記録』、92-93ページ
- 25) 石井前掲書、237-241ページ
- 26) 『草津宿庄屋の記録』、98ページ

- 27) 『草津宿庄屋の記録』、101-102ページ
- 28) 『草津宿庄屋の記録』、106ページ
- 29) 『草津宿庄屋の記録』、108ページ、草津市史編さん委員会編(1990)『草津市史』5、草津市役所、383-384ページ
- 30) 小林博 (1991.3)「東海道草津宿関係史料(庄屋 駒井与左衛門家文書 6)」『大阪経済法科大学論 集』44、66ページ
- 31) 『草津宿庄屋の記録』、118ページ
- 32) 太政官編 (1929) 『復古記』 8、内外書籍 (1975 東京大学出版会による再版)、680ページ
- 33) 『草津宿庄屋の記録』、132ページ、小林博(1991.7) 「東海道草津宿関係史料(庄屋駒井与左衛門家文 書7)」『大阪経済法科大学論集』45、12ページ